納税義務者が個人の場合

★お送りしている「自動車税(種別割)減額・還付充当通知書」及び「支払通知書（還付金送金通知書）」



大阪自動車税事務所（電話番号：06-6775-1361納税第五課）にお問い合わせの際は、支払

通知書番号、現在の住所・

氏名をお知らせください。

破線枠内部分が「支払通知書」です。

支払指定銀行（払渡銀行）にて発行日から１年以内にお受取りの手続きを終えてください。

納税義務者の住所、氏名に変更があった場合は、新旧の変更を確認できる運転免許証や住民票（写し可）等を還付金のお受取り窓口でご提示ください。

次のページに続く

―１－

* 「支払通知書（還付金送金通知書）」裏面の領収書欄及び委任状欄の記入について

ご注意　記入にあたっては、摩擦熱により無色になるインクを用いた筆記具（いわゆる

消せるボールペン）は使用しないでください。

❶ 納税義務者（個人）が支払指定銀行（払渡銀行）にて還付金を現金で受領する場合

・本人確認のため、自動車運転免許証又は健康保険証などの現物を提示してください。

❷ 納税義務者（個人）又は納税義務者に代わってご家族等が、納税義務者が口座を開設した金融機関店舗にて、納税義務者名義の預金口座に入金手続きをする場合。

**◎**領収書欄は受取日、自己の住所及び氏名を記入してください。

・納税義務者の預金口座の通帳は納税義務者本人の確認書類となりますので

必ず提示してください。

**注**❶❷**のケースは、次のとおり領収書欄のみ記入してください。**

 ・支払通知書記載の受取人（納税義務者）の方がお受取りされる場合は、

領収書欄の日付は受取窓口で記入してください。

次のページに続く

―２－

　　❸ 納税義務者に代わってご家族等が支払指定銀行で還付金を現金で受領する場合

　　　　・金融機関の窓口で、お受取りの受任者本人であることを確認できる自動車運転免許証

又は健康保険証などの現物をご提示ください。

❹ 納税義務者の方から受領を委任されたご家族等の名義の預金口座に該当口座を開設した

金融機関店舗にて通帳入金の手続きをする場合

　　　　・入金する預金口座の通帳を必ず持参してください。

**注**❸❹**のケースは、次のとおり領収書欄と委任状欄の両方に記入してください。**

　　なお、委任関係の確認のため、委任者に連絡させていただく場合がございます。



　　　　・領収書の日付は、受取窓口でお受取りの受任者が記入してください。

―３－

―3－